

制限付一般競争入札の公告

羽村市契約事務規則（昭和 39 年 12 月 10 日規則第 15 号）第 6 条から第 8 条の規定に基づき、次のとおり入札参加に係る制限を付し一般競争入札を実施する。

令和 7 年 6 月 30 日

羽村市長 橋 本 弘 山

番号	項 目	内 容
1	告示番号	羽村市告示第 127 号
2	対象業種	工事業種「1000 空調工事」
3	工事件名	羽村市東児童館空調設備等改修工事（機械設備工事）
4	工事場所	羽村市神明台 3 丁目 3 0 番地 2
5	契約期間（納入期限）	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで
6	予定価格 最低制限価格	事後公表
7	概要	空調設備 GHP 室外機 5 系統、GHP 室内機 27 台 換気設備 全熱交換機 15 台 その他空調機器更新に伴う機械設備工事一式
8	競争入札参加資格	(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスを通じて羽村市に対象業種の競争入札参加資格登録をしていること。 (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。 (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項本文の規定による許可を受けている者であること。 (4) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による「営業停止措置」を受けていないこと。 (5) 羽村市及び国又は他の地方公共団体において指名停止中でないこと。 (6) 不渡り手形の発行等により金融機関からの取引を停止されていないこと。 (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。）にないこと。ただし、羽村市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。なお、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約できない。

		<p>(8) 羽村市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 3 月 29 日羽総契発第 16934 号）又は東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）の規定による「排除措置」を受けていないこと。</p> <p>(9) 最新の経営事項審査による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）について次に掲げる要件を備えていること。</p> <p>①羽村市内に、羽村市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所がある者については、「管」の総合評定値（P）700 点以上であること。</p> <p>②羽村市を除く多摩地区に、羽村市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所がある者については、「管」の総合評定値（P）800 点以上であり、平成 27 年 4 月 1 日以降に官公庁が発注した同種工事の元請実績を有すること。</p> <p>(10) 本告示の 3 ヶ月以上前から雇用関係がある監理技術者等を専任で配置できること。</p>
9	入札参加申込方法等	<p>競争入札に参加しようとする者は電子調達サービスにおける電子入札システムにおいて申請すること。</p> <p>(1) 申請方法「制限付一般競争入札参加資格確認申請書」に必要事項を記載の上送信すること。</p> <p>(2) 申請書等の提出期間等 公告の日から令和 7 年 7 月 10 日(木)正午まで</p>
10	入札参加資格確認通知等	<p>入札参加資格確認の結果については、電子入札システムにより令和 7 年 7 月 14 日頃に通知する。</p> <p>なお、仕様書は入札参加資格を有するもののみに通知する。</p>
11	入札書の提出方法	入札は電子調達サービスにおける電子入札システムによる。
12	入札締切日時	令和 7 年 7 月 30 日（水）午前 9 時 50 分
13	開札日時	令和 7 年 7 月 30 日（水）午前 10 時 00 分
14	入札保証金	免除
15	入札の無効	<p>次に該当する入札は無効とします。</p> <p>(1) 本告示に示した競争入札参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札</p> <p>(3) その他入札に関する条件に違反した入札</p>
16	落札者の決定方法	<p>(1) 本入札は、上記に掲げる競争入札参加資格を満たしている者の中から、予定価格の制限の範囲内の最低価格で入札した者を落札者とする。</p> <p>(2) 最低価格を入札した者が 2 人以上いる場合は、くじを実施し落札者を決定する。</p>
17	契約書作成の要否	要

18	契約保証金	羽村市契約事務規則（昭和 39 年規則第 15 号。以下「規則」という。）第 44 条及び羽村市工事請負契約に係る契約保証金等取扱要綱（平成 8 年 12 月 27 日羽企管発第 9230 号）の規定による。
19	その他	(1) 本件は、最低制限価格を設定した入札とする。 (2) 入札をした者は、入札後、入札条件、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。